

○志免町食の自立支援サービス事業実施要綱

平成17年8月22日志免町告示第54号

改正

平成18年3月31日告示第26号

平成20年1月29日告示第11号

志免町食の自立支援サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者及び重度身体障害者等に対し、食の自立の観点から計画的・有機的に事業を行うことで、健康で自立した生活の推進を図ることを目的とする。

(実施主体及び運営委託)

第2条 この事業の実施主体は志免町とし、適切な事業運営が確保できると認められる事業者（以下「委託者」という。）に、献立、調理及び配食等を委託するものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、志免町に住所を有するおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定において要支援及び要介護の認定を受けた者並びに重度身体障害者であって、自立支援の観点からこの事業を利用するすることが適切であると町長が認めた者とする。

(事業内容)

第4条 事業で実施するサービスは、定期的にサービスの利用者の生活状況の確認を行い、食事の提供を伴う他のサービスを調整しながら、委託者の調理施設において、利用者の身体状況等を考慮して調理した食事を届け、安否を確認するとともに、健康状態等に異常が見受けられた場合は、関係機関に連絡を行うものとする。

(申請)

第5条 この事業を利用しようとするものは、食の自立支援サービス利用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、申請者のアセスメントを実施し、利用の要否を決定するものとする。

2 町長は、利用の決定をしたときは、食の自立支援サービス利用決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、食の自立支援サービス利用依頼書（様式第3号）により実施

機関に依頼するものとする。

3 町長は、委託者の調理施設の能力及び申請者の身体状況、在宅条件等を考慮し、利用することが適当でないと認めたときは、食の自立支援サービス利用却下通知書（様式第4号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（利用回数）

第7条 この事業の利用回数は、週7回を限度とする。

（費用負担）

第8条 この事業の実施に伴う1食当たりの負担金のうち、250円を限度に志免町が補助し、利用者は補助金を差し引いた額を負担しなければならない。

2 利用者が負担すべき費用については、委託者に直接支払うものとする。

（その他）

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

（志免町配食サービス事業実施要綱の廃止）

2 志免町配食サービス事業実施要綱（平成7年志免町要綱第1号）は、廃止する。

附 則（平成18年3月31日告示第26号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月29日告示第11号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式 省略